

監査公表第6号

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

監査の対象団体及び施設（所管課）

- 1 対象団体
呉ポートピアパーク友の会
- 2 施設（所管課）
呉ポートピアパーク（土木総務課）

令和8年6月15日

呉市監査委員

大	下	正	起
沖	本	恭	治
小	田	晃	士朗

公の施設の指定管理者監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象団体及び施設（所管課）

(1) 対象団体

呉ポートピアパーク友の会

(2) 施設（所管課）

呉ポートピアパーク（土木総務課）

3 監査の期間

令和7年12月25日から令和8年3月25日まで

4 監査の対象

令和7年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令、基本協定書、事業計画書等に適合し、適正に行われているかに主眼を置いた。

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重

要な点において，法令，基本協定書，事業計画書等に適合し，財政的援助等の目的に沿って行われていると認めた。